

社会福祉法人 浴光会

あじさい苑

褥瘡予防に関する指針

1 褥瘡予防に関する考え方

高齢者は、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に、施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われまます。こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、施設全体で、質の高いサービスの提供を目指して、この指針に従い、褥瘡予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

2 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡予防対策委員会を設置し、具体的な対応については、委員会で検討する。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組む。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、定期的に研修会等を実施し、職員の教育に努める。

3 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡予防対策委員会の設置

①設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及び適切なケア提供を目的とし、褥瘡予防対策委員会を設置する。

②褥瘡予防対策担当者

看護職員

③褥瘡防止委員会の構成職員

ア 施設長

イ 看護職員

ウ 介護職員

エ 管理栄養士

オ 生活相談員

※委員長は看護職員とする。

④褥瘡防止委員会の役割

委員会の主な役割は、褥瘡の発症予防と褥瘡発症時の対応である。委員会は月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

審議事項は次の通りである。

ア 褥瘡予防及び発症時の対応に関する検討

イ 指針、マニュアル等の作成・見直し

ウ 褥瘡予防、及び発症時の対応に関する職員への研修の企画及び実施

エ 評価シートの活用による褥瘡ハイリスク者の把握

オ 適切な福祉用具の選定

(2) 職員研修の実施

委員会では、褥瘡予防、及び発症時の対応に関する基礎知識の普及・啓発をはじめ、ポジショニング等の技術的な教育・指導を目的とした研修会を次の通り実施する。

なお、委員会議事録、研修会の内容は動画等で記録し、いつでも見られるよう提供し、全ての職員への周知を図る。

①定期的研修

褥瘡予防及び発症時の対応に関する研修を年1回（1回以上）実施する。

②外部研修の参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

4 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

- ① 施設長
 - ア 褥瘡発生予防の総括管理

- ② 委員長
 - ア 褥瘡防止委員会における責任者
 - イ 褥瘡発生予防の総括管理補佐
 - ウ 外部専門機関との連絡調整

- ③ 看護職員
 - ア 褥瘡処置への対応
 - イ ケアプランに盛り込む褥瘡治療計画の提案と経過記録の整備
 - ウ 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
 - エ 褥瘡発生予防対策の提案
 - オ 職員への専門的知識・技術に関する指導

- ④ 管理栄養士
 - ア 褥瘡の状態把握と栄養管理
 - イ 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
 - ウ 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
 - エ 医師・看護職員等との連携
 - オ 職員への栄養管理に関する指導

- ⑤ 生活相談員
 - ア 家族への対応
 - エ 褥瘡発生予防の取り組み
 - オ カンファレンスの調整

- ⑥ 介護職員
 - ア きめ細やかなケアと衛生管理
 - イ ケアプラン（褥瘡ケア計画）に基づく排泄、入浴、清潔保持
 - ウ 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
 - エ 褥瘡の状態観察と記録の把握
 - オ 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
 - カ 褥瘡発生予防の取り組み

5 指針の閲覧について

この指針は、いつでも閲覧することができます。

6 その他

(1) 指針等の見直し

本指針は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附 則)

この指針は平成31年 4月 1日より施行する。

この指針は令和 6年 4月 1日より施行する。